平成２７年（フ）第６０７号
札幌市中央区南10条西６丁目６番13―201号
債務者　大室　昭彦
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９号
山形県酒田市黒森字谷地中154番地
債務者　佐藤　百合
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第７１号
茨城県稲敷郡阿見町大字実穀1518番地97
債務者　三木　悠衣（旧姓井上・設楽）
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第６３号
群馬県藤岡市森108番地１　北藤ハイツⅠ―101号室
債務者　高橋　秀子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第６５号
群馬県藤岡市中栗須696番地６
債務者　松村　涼子（旧姓富澤）
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１４５号
埼玉県川越市中原町１丁目８番地２　ベルテ川越303号室
債務者　武内　賢二
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１５２号
埼玉県狭山市大字南入曽184番地の23
債務者　飯塚　安夫
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１０４号
相模原市中央区田名4332番地１　ファミール石神平201
債務者　川上　裕和
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１０７号
相模原市南区古淵３丁目７番19号　クレシェンド03―103
債務者　小松　勝
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１１１号
相模原市緑区大島11番地　県営大島団地13―107
債務者　高橋　弘子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第７０号
静岡県富士市伝法947番地の４渡辺マンション304号
債務者　川口　正生
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第７２号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目３番地74棟103号、前住所滋賀県高島市朽木能家420番地
債務者　高橋　一生
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
京都市中京区新町通三条下る三条町333番地２　カーネルヒル405
債務者　青谷友紀子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１８１号
京都市伏見区深草一ノ坪町37番地４　大元ビル101、住民票上の住所京都市伏見区深草一ノ坪町37番地４　大元ビル202
債務者　安藤　悟
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２３２号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地21―403、前住所京都市伏見区淀木津町602番地２　ラ・ヨード24―201号
債務者　山内　誠
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２４８号
京都市下京区西七条比輪田町５番地１　アーネスト西大路901、前住所京都市右京区太秦三尾町１番地364
債務者　エスアイピーこと　足立　浩之
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３１３号
京都市下京区七条御所ノ内南町92番地　パルハイツ503
債務者　山元菓子舗ことパリジェンヌこと山元菓子店こと　山元富士夫
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係